

publicity magazine  
by Chiba Federation of Small Business Associations

## Chushokigyo-Chiba

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

# 中小企業ちば



photo by T.Fumatogawa

新京成電鉄：八柱駅（松戸市）

### Contents 【主な内容】

- トピックス **3** 本会の「事業計画案」まとまる
- 特集 **4** 「組合法の一部を改正する法律案」国会に提出される
- 施策 **6** 中小企業の再生支援
- 組合Q&A **8** 総会、召集、成立と決議
- 視点 **10** 資源循環型社会の構築について
- ご案内 **12** 中小企業BCP策定運用指針公開
- 連携リーダー **13** 千葉県中小企業団体青年中央会
- 景況 **14** 情報連絡員報告（3月）
- お知らせ **15** 平成17年度組合設立指導状況

# 2006

# 5

100yen



千葉県中小企業団体中央会

URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>

# 平成18年度 事業計画案まとめ

本会は3月23日千葉市内で開催された平成17年度第3回理事会において、今月26日に開催される通常総会に上程される議案を審議し、本年度の事業計画と収支予算の原案が決定した。

以下は、その骨子。

## 事業計画(案)

### ■基本方針

日本経済は緩やかながらも回復基調にあるものの、地域経済の中核を担う中小企業の多くは依然として厳しい状況にあり、大企業との業績格差のみならず地域間の経済力格差も一段と拡大しつつある。とりわけ、規制緩和やグローバル化の進展等により、地域の産業・商業の集積を形成し、技術・技能の伝承等にも大きな役割を果たしてきた中小企業の苦悩は一層深まりを見せており、地域産業の弱体化の要因となっている。

こうした中において、現在の中小企業政策は競争原理に基づく個別中小企業に対する支援策へと軸足を移しており、相互扶助と協同の力による中小企業の経営基盤強

化に対する支援はますます手薄なものとなっている。

加えて、三位一体の改革により、都道府県向け国庫補助負担金が廃止され、地域中小企業組織への支援策は大幅に削減され、全国統一的な支援の展開が困難な状況となりつつある。

事業協同組合をはじめとする中小企業組織は、その共同事業を通じて中長期的な視点に立った経営環境の改善に取り組み、生産能力や集客力の向上に貢献し、中小企業の経営基盤強化に大きな役割を果たしてきた。今後においても、これらの機能は極めて重要である。今こそ、地域経済と中小企業が置かれている閉塞的な状況を打破するために、中小企業組織が新たな事業展開に踏み出し、その本領を發揮することが求められている。本会は、これまでの中小企業組合とその関係者が傾注してきた真摯な努力と崇高な精神に新たな経営ノウハウと様々な支援ツールの活用を加え、中小企業組織の更なる飛躍を期すため、全力を傾注しなければならない。

このような認識と決意のもと、47都道府県中央会と全国中央会が一層の連携と一体感を高め、以下の課題に向け積極的に活動を展開していくこととする。

### ■既存中小企業組織の充実・強化

- (1) 新たな事業展開への支援
- (2) 改正組合法等の周知とガバナンスの強化に向けた運営体制整備に対する支援
- (3) 基盤技術を担う中小企業者への積極的支援
- (4) 中小企業組合によるBCP(事業継続計画)策定の普及・支援

### ■新たな組織化の促進

- (1) 新規組合の設立促進
- (2) 新連携等新たな組織化の促進
- 地域中小企業の経営基盤強化
  - (1) 中小商業・サービス業等の活性化への支援
  - (2) 雇用・労働関係事業の強力な推進、教育問題への積極的関与
  - (3) 雇用・労働関係事業の強力な推進②産業人育成のための教育への積極的な関与
- (3) 中小企業組合等を基盤とする中小企業のIT化促進に向けた支援

### ■中小企業・中小企業組合運動の強化

- 中央会の指導機能の強化
  - (1) 中央会監査機能の強化と実施体制の整備
  - (2) ビジネスコーディネーター機能の

### 強化

- (3) 中小企業組合統合データベースの拡充・的確な運用
- 中小企業連携組織対策事業
  - (1) ネットワーク運営事業
  - (2) 指導員等研究会事業
  - (3) 中小企業大学校研修事業
  - (4) 地域産業実態調査事業
  - (5) 労働事情実態調査②組合構成員企業実態調査③多角的連携推進懇談会④連携組織推進懇談会⑤組合等活性化懇談会⑥新設組合フォローアップ研究会⑦創業・経営革新研究会⑧創業支援制度普及推進研究会⑨連携組織コンプライアンス実態調査⑩連携組織基盤強化点検推進研究会
  - (5) 組合活性化情報提供事業
  - (6) 中小企業団体情報連絡員の設置
  - (7) 中小企業連携組織等支援事業
  - (8) 組合管理者等講習会②組合青年部育成事業③女性経営者等育成事業④中小企業組合士育成事業⑤連携組織活性化事業
  - 事業運営補助事業
    - (1) 中央会役員研修事業
    - (2) 協同事業
    - (3) 専門委員会の開催
    - (4) 金融対策事業
    - (5) 不振組合再建指導強化事業
    - (6) 情報企画専門職員設置事業
  - 全中補助事業
    - (1) 小企業者組合に対する実地指導

## 収支予算(案)

### 〔収入〕

- (1) 会費464.0万円
- (2) 補助金2億939.9万円
- (3) 国庫補助対象事業補助金0円②千葉県補助金2億825.5万円③全中特定事業補助金114.4万円
- (4) 分担金403.3万円
- (5) 受託事業367.2万円
- (6) その他を含む合計3億657.7万円

### 〔支出〕

- (1) 国庫補助対象事業費0円
- (2) 千葉県補助対象事業費2億372.0万円
- (3) 指導員及び職員の設置1億909.0万円②連携組織対策事業費補助金329.2万円
- (4) 全中補助事業125.5万円
- (5) 受託事業367.2万円
- (6) 管理費308.0万円
- (7) 予備費を含む合計3億657.7万円

# 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案 国会に提出される

このほど、「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

これは中小企業や個人事業者等が相互扶助精神に基づいて運営してきた中小企業組合制度について、近年、その規模の拡大や事業の多様化に伴って、組合が破綻する事例等が発生してきていることから、中小企業組合のガバナンスの充実を図るため、「中小企業等協同組合法」「中小企業団体の組織に関する法律」「商店街振興組合法」等の一部を改正するもので、①中小企業組合の自治運営を効果的に機能させるための措置（監事の権限強化、員外監事制度の導入及び余裕金の運用制限等）の導入②中小企業組合による共済事業（保険事業）の健全な運用を確保するための措置（準備金に関する規定の整備、健全性に関する基準の導入、外部監査の導入及び業務・財務に関する説明書類の公衆縦覧等）の導入が盛り込まれている。

なお、改正法の施行は平成19年4月の予定。以下はその概要。

## 事業協同組合の性格・特質

### (1) 人的結合体

事業協同組合は、協同して事業を実施する組織であるため、人と人との結びつきを中心とする人的結合体としての性格を持っている。そのため、法は次項で述べる「協同組合原則」において、相互扶助、議決権・選挙権の平等、加入脱退の自由等の基準、あるいは出資口数の制限等によってこれを担保している。

### (2) 自主的・民主的組織体

事業協同組合は、構成員が自らの意思により加入し、事業活動や運営に参加することによって成り立つ組織であり自主的・民主的組織体である。組合法制においては、これを担保する諸規定が整備されており、真に効果ある組合活動は、組合員におけるこれについての自覚と認識が要請される。

なお、事業協同組合には国等の中小企業施策の受け皿・媒体としての機能もあるが、そのような外部の支援を受けることと、自主的組織体としての特質とは別個のものであることは留意する必要がある。

### (3) 事業の特性

事業協同組合は、中小企業者が協同して事業を行なう組織であり、その事業によって、組合員の経済活動の機会を確保し、自主的経済活動の促進と経済的地位の向上を図ることを目的としている（協同組合法第1条）。したがって、事業協同組合の事業は、基本的に組合員の事業活動に関連するものに限られている。

### (4) 事業の広範性

事業協同組合の事業は、組合員の事業活動に関連するものであるが概ね実施することができる。組合員の事業活動に関連するものは、多分野にわたるものであり、かつ、生活向上のための事業も実施でき

るので、その実施事業の範囲が、他の中小企業組合に比べ極めて広範で多様であるところに特質がある。

### (5) 組織構成の自由性

事業協同組合は、中小企業者であること、4人以上の加入者がいることが組織上・構成上の要件であり、この要件を満たす限り、構成について制約がない。すなわち、組織構成において広範な自由性が認められており、多様な組織化が可能であるところに特質がある。

### (6) 普遍的組織

事業協同組合は、上記までの事項のように組織構成・事業活動等において、他の組合より制約・制限が少なく、広く中小企業に利用され得る内容を持つと同時に次項の協同組合の基本原則が全部、かつ、純粋に適用される。この意味で、事業協同組合は、中小企業組合のなかで組合の原型であり基本的組合であるとともに、普遍的組合である。

協同組合原則

事業協同組合は、上記のように中小企業の各種組合組織の基本であり、原型である。したがって、事業協同組合には、その組織・運営の規範・基本方針として、次の協同組合原則がそのまま適用される。

- (1) 相互扶助目的
- (2) 加入・脱退の自由
- (3) 議決権・選挙権の平等
- (4) 剰余金配当の基準

剰余金の配当は、組合員の事業を利用した分量に応じ、又は年1割（企業組合2割）を超えない範囲内において払い込み済み出資額に応じてしなければならない。

(5) 組合員への直接奉仕の原則

組合は、組合員の事業を共同事業によって補充することを目的とする組織であるから、その事業は組合自体の利益追求ではなく、組合員に直接効果を与えることを原則としている。

(6) 政治的中立の原則

協同組合の実態の変遷

従来は製造業、卸・小売業などの同業者による共同経済事業（共

同生産、共同販売、共同購買等）や金融事業（商工中金からの転貸融資）が中心であったが、近年は、異業種で大規模な共済事業を行う組合が現れるなど、組合法制定当初の想定を超えた組合が出現してきた。

組合制度の見直しの方向性

異業種・大規模組合における問題については、自治運営を効果的に機能させるための措置として

- ① 監事の権限強化（業務監査権の付与）② 員外監事制度の導入③ 余剰金の運用制限の導入④ 共済事業が拡大した組合における問題については、共済事業の健全性を確保するための措置として① 準備金に関する規定の整備② 健全性に関する基準の導入③ 外部監査の導入④ 業務・財務に関する説明書類の公衆縦覧等の措置が講じられる。

改正案のポイント

- 一般的な事業協同組合
- (1) 組合全般に係る措置

- ① 役員任期を理事は3年以内から2年以内へ、監事は3年以内から4年以内へ変更

- ② 理事による利益相反取引（理事の借入金債務の債務保証等）の制限
- ③ 監事に業務監査権を付与しないことを認める。（この場合、理事会の招集権の付与等、組合員の権限を強化する。）
- ④ 会計帳簿の保存義務（10年）
- ⑤ 会計帳簿の閲覧を求めるのに必要な組合員数の引き下げ（10分の1から100分の3へ）

- (2) 大規模組合への上乗せ措置
- ① 監事の権限強化（業務監査権の付与）
- ② 員外監事制度の義務化
- ③ 余剰金の運用制限の導入（外債購入等の投機的な資産運用の防止。具体的には省令で規定）

- 共済事業を行なう組合への措置
- (1) 共済事業を実施する事業協同組合全般に係る措置（少額共済は適用除外）
- ① 共済以外の事業との区分経理
- ② 事業方法書等の提出・認可
- ③ 責任準備金の積み立てなど準備金に関する規定の整備
- ④ 余剰金の運用制限の導入
- ⑤ 外部監査の導入（負債金額一定額以上の場合）
- ⑥ 共済経理人の選任・関与（長期

の契約を締結する場合等複雑な経理計算を必要とする場合）

- ⑦ 重要事項の説明義務
- ⑧ 業務・財務に関する説明書類の公衆縦覧
- ⑨ 共済代理店に関する規定の整備
- ⑩ 員外利用の定義の見直し（組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者の利用は員内利用とみなす）
- ⑪ 合併議決を総代会でも可とする
- ⑫ 火災共済協同組合の地区の拡大等
- (2) 大規模に共済事業を実施する特定共済組合に上乗せされる措置
- ① 原則兼業禁止（共済事業に専念）
- ② 財務の健全性に関する基準（支払能力の確保）の導入
- ③ 最低出資金制度の導入

■ 中小企業組合等、中小企業の連携組織については、その設立から運営まで、何でもご相談下さい。  
千葉県中小企業団体中央会  
指導相談室

TEL 043・242・3277  
銚子支所  
TEL 0479・24・1570  
松戸支所  
TEL 047・368・3992

## ■活動実績

協議会は、平成15年2月から順次、各都道府県に設置され、これまで8,300社以上の企業からの相談に応じ、そのうち約半数は窓口相談におけるアドバイス、いわゆる1次対応によって課題が解決しています。また、2次対応に移行した案件のうち、796社についての再生計画策定支援が完了し、464件の再生計画の策定を支援中です。これらの支援により、約5万人の雇用が確保されています。

なお、千葉県では209社からの相談に応じ、そのうち2次対応に移行した企業39社。そのうち再生計画策定支援が完了したのは24社であった。

## ■特徴・効果

協議会は、再生計画策定支援にあたり、政府系金融機関をはじめ関係機関と連携を図りながら、公正・中立な立場で、金融機関などの関係者間の調整をお手伝いします。

また、相談企業が風評被害に遭い、不測の事態に陥ることなく安心して支援が受けられるよう、協議会関係者の秘密保持義務が、法律上、明記されます。

## 再生支援出資事業（中小企業再生支援ファンド）

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、産業活力再生特別措置法に基づき、中小企業再生ファンドへの出資業務を行なっています。本出資事業を活用し、これまで、以下の9つの地域中小企業再生ファンドが組成されています。

### 【組成済みファンド】 17.12月末現在

- ① 大分企業支援ファンド投資事業有限責任組合（大分県）
- ② 静岡中小企業支援投資事業有限責任組合（静岡県）
- ③ 茨城いきいき投資事業有限責任組合（茨城県）
- ④ とちぎ中小企業再生ファンド投資事業有限責任組合（栃木県）
- ⑤ 山陰中小企業再生支援投資事業有限責任組合（鳥取県・島根県）
- ⑥ 南国土佐再生ファンド投資事業有限責任組合（高知県）
- ⑦ 投資事業有限責任組合愛知中小企業再生ファンド（愛知県他）
- ⑧ えひめ中小企業再生ファンド投資事業有限責任組合（愛媛県他）
- ⑨ 埼玉中小企業再生ファンド投資事業有限責任組合（埼玉県）

これらのファンドは、過剰債務等により業況が悪化しているものの、本業には相応の収益力があり、財務リストラや事業の見直し等により、再生が見込まれる中小企業の株式、債権を中長期的に保有して、継続的に財務面、経営面を支援します。さらに、各地の中小企業再生支援協議会と連携して再生計画の実現をサポートします。

なお、「投資事業有限責任組合」については本誌3月号をご参照下さい。

## 問合せ先

■千葉県中小企業再生支援協議会 TEL. 043-227-1110

■中小企業基盤整備機構再生支援課 TEL. 03-5470-1541

# 中小企業の再生支援

中小企業庁は、このほど、「中小企業の再生支援の概要」を公表した。

同庁では、「産業活力再生特別措置法」に基づき、中小企業再生支援協議会を軸として、政策金融や地域中小企業再生ファンドの活用など様々な施策を結集し、中小企業の再生支援に取り組んでいる。

同協議会は、平成15年2月から順次、各都道府県に設置され多くの成果を上げてきた。以下はその概要。

## はじめに

我が国経済の活性化のためには、我が国企業の99.7%を占め、日本経済の屋台骨である中小企業が破綻に追い込まれることがないように、円滑な再生を進めることが不可欠です。特に、金融機関の中小企業にかかる不良債権処理が加速化する中で、中小企業の再生に対するニーズはますます高まっています。

これらを踏まえ、中小企業庁では、「産業活力再生特別措置法」（以下、「法律」）に基づき、全都道府県に設置した「中小企業再生支援協議会」を軸として、政策金融や地域中小企業再生ファンドの活用など様々な施策を結集して、中小企業の再生支援に取り組んでいます。

## 中小企業再生支援協議会

### ■ 概要

極めて数が多く、業種・企業形態も多種多様であり、地域性も強い中小企業の再生を、地域の関係者の協力を得て、きめ細かく支援するため、各都道府県にそれぞれ1ヵ所、経済産業大臣が認定する都道府県商工会連合会、商工会議所又は都道府県中小企業支援センターに、「中小企業再生支援協議会」を設置しています。

中小企業再生支援協議会は、商工会議所、商工会連合会、政府系金融機関、地域金融機関、中小企業支援センター及び自治体等から構成され、関係者間の日常的な連携を図ることで、地域の実情に応じたスムーズできめ細かな中小企業の再生への取り組みを支援しています。

### ■ 支援の流れ

#### 1 次対応（窓口相談）

協議会には、企業再生に関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、中小企業者の再生に関する相談に対して課題解決に向けた適切なアドバイスを実施します。

#### 2 次対応（再生計画策定支援）

相談企業のうち、再生のためには財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業については、常駐専門家が中心となり、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の外部専門家と個別支援チームを編成し、再生計画の策定を支援します。

また、再生計画の実行に際しても、定期的に専門家を派遣し適切なアドバイスを行う等計画実現に向けたフォローアップを実施します。

組合Q&A

# 通常総会

## 総会の性格

総会は、組合員全員をもって構成され、適法に招集された組合員が、議決の方法により組合の意思を決定する組合最高の意思決定機関である。

また、総会は、一定の法的要件を具備して開催されてはじめて成立し、会議の終了と同時に消滅するものであり、常置機関ではない。

この一定の法的要件とは、中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律及びそれらの法律によって適法に作成された組合の定款に記載された方法、すなわち総会の招集手続き、議決の方法等をいうものであり、これらの要件は、組合組織の民主性を確保するために設けられたものにはならない。

## 総会の種類

### ■通常総会

代表理事によって毎事業年度1回必ず定期的に招集される総会で

あり、この総会で代表理事は、少なくとも決算関係書類（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案または損失処理案）を監事の意見書とともに提出して、その承認を受けなければならない。

### ■臨時総会

通常総会以外に必要なに応じて招集される総会。

以下、通常総会を中心に述べる。

## 総会の招集

### ■時期

法には「定款の定めるところにより毎事業年度1回招集しなければならない」という規定以外に定めがないので、通常は（法人税の確定申告の期間に対応し）定款で、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催することと定めている。

### ■招集者

通常総会の招集者は代表理事であるが、招集は理事会の議を経て行わなければならない。

### ■招集手続き

総会の招集は、会日の10日前までに会議の目的たる事項（議案）を示し、定款に定められた方法にしたがって通知しなければならない。

い。この開催通知には、議案のほか、会議の日時、場所を付記し、さらに組合員に書面及び代理人による議決権の行使が認められている関係上、できるだけ決算関係書類等の資料も添付すべきである。なお、総会招集の手続きの概要は、次のとおり。

①事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案または損失処理案、そのほかの議案を作成②理事会を開催し、総会開催及び議決事項を審議③開催通知は、その会日から10日前までに組合員に到達するように組合員名簿に記載されている住所にあてて発信④決算関係書類は、通常総会の会日の1週間前までに監事に提出するとともに、主たる事務所に備え付け、組合員の閲覧に供す⑤事業計画、事業方針等の重要方針については、総会開催の通知の際に資料を同封する等、前もって組合員に対し周知徹底を図るようにする⑥総会の円滑を期するため、役員をもつて総会運営打ち合わせ会を開き遺漏なきよう準備する。

## 総会の成立と議決

### ■定足数

総会は、適法な招集手続きを経たうえで、出席した組合員が定足数を満たしてはじめて成立する。これらの要件は、総会の議決が有効になされるための前提条件である。

総会の定足数は、特別議決を要する事項については総組合員の2分の1以上の出席が法に規定されている。そのほかの議決事項についてははとくに定めはないが、多くの組合では、定款で2分の1以上の出席が定められている。

### ■議決権及び選挙権

組合員は、出資口数の多寡、事業規模の大小等に関係なく、議決権、選挙権は平等に1個与えられている。なお、総会の議長は議決権の行使は認められていない（協業組合には例外あり）が、特別の利害を有する組合員については議決権の行使が認められている。

選挙権は、総会における選挙の投票権である。

総会の議決権、選挙権については書面または代理人をもつて行使することもできる。これらによって議決権及び選挙権を行使する者も、出席者の数に入れられる。

■議長

総会が成立すれば次第にしたがって議事を進めることになるが、そのためにはまず議長の選任が必要となる。議長は総会において、原則として出席した組合員または組合員である法人の役員の中から選任する。

議長は、組合員として総会の議決に加わることはできず、さらに議長は自分の代理人をして議決権を行使することも、ほかの組合員の代理人となることもできないが、普通議決事項において可否同数の場合は、議長に可否の決定権が与えられている。また、議長の選挙権は剥奪されていない。

■議決の方法

議決の方法には、普通議決と特別議決の2種類がある。普通議決とは出席者の過半数でこれを決し、特別議決は組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数により決するところの議決方法である。

また、選挙については組合員1人1票の無記名投票を原則とするが、これ以外の事項については定款の定めるところによる。さらに出席者全員が賛同すれば指名推選

の方法によって選挙を行うことができる。(協業組合には例外あり)

■議決事項

総会の議決事項には、法定議決事項と任意議決事項とがあり、法定議決事項は総会が組合の最高意思決定機関であることから、必ず総会の決議を要すると、法によって定められた事項で協同組合の主なものとは次のとおり。

- ①定款の変更②規約の設定、変更または廃止③毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定または変更④経費の賦課及び徴収方法⑤組合員の除名⑥役員の変更請求の同意⑦決算関係書類の承認⑧会社への組織変更⑨組合の解散⑩組合の合併⑪清算人の選任⑫借入金残高の最高限度⑬1組合員に対する貸付(手形割引を含む)または1組合員のためにする金融機関に対する債務保証の残高の最高限度⑭組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度⑮1組合員のためにする組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度⑯役員報酬⑰過剰金⑱加入金⑲剰余金の配当

■緊急議案

総会の議案は、原則として総会招集通知にあらかじめ記載された

事項についてだけ議決することができるが、定款に「緊急議案を採用することができる」旨規定してある場合には、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

この場合、除名あるいは役員のリコールのように、事前に一定の手続きを要する事項は緊急議案で議決することができない。さらに定款の変更及び解散など特別議決を求められている事項や役員選挙等の重要案件は、緊急議案になじまず、これを強行すれば組合内の紛争の火種になりかねないので、厳に避けるべきである。

総会終了後の処理事項

- ①議事録の作成②行政庁への決算関係書類の提出③税務署に対する確定申告書の提出④登記⑤欠席組合員への通知

市町村合併に伴う定款変更

千葉県では、「平成の大合併」でこれまでに、野田市(関宿町を編入)、鴨川市(天津小湊町と合併)、柏市(沼南町を編入)、いすみ市(夷隅町、大原町、岬町が合併)、匝瑳市(八日市場市と野栄

町が合併)、南房総市(富浦町、富山町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町、和田町が合併)、成田市(下総町、大栄町を編入)、香取市(佐原市、山田町、栗源町、小見川町が合併)、山武郡横芝光町(横芝町、光町が合併)、山武市(成東町、山武町、蓮沼村、松尾町が合併)が誕生し、市町村数は昭和時代の80から56に移行した。

このことに伴い組合定款の第2条「名称」、第3条「地区」及び第4条「事務所の所在地」の変更が必要になる組合がでてくる。このことで、直ちに定款変更を行う必要はないが、次の通常総会の議案に上程し、変更することが望ましいといえる。

なお、市町村合併により、「名称」又は「地区」若しくは「事務所所在地」の変更があつた場合に、変更登記をしなければならな

■問合せ先

詳細は、本会指導相談室又は銚子若しくは松戸支所へお問い合わせ下さい。(TELは5ページ参照)

# コンサルタントの目

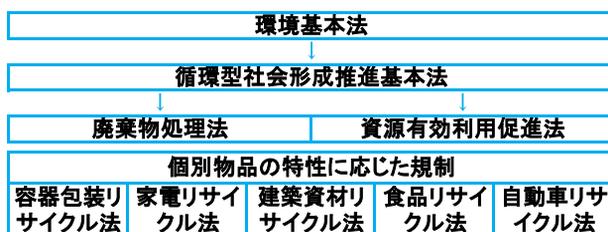
## 資源循環型社会の構築について

我々は高度成長時代に資源多消費による、大量生産、大量消費型の生活を満喫してきました。その結果、確かに生活は物質的に豊かになりましたが、廃棄物に関して大量排出、それに伴う最終処分場のひっ迫、不法投棄の増加、廃棄物最終処理施設設置等に関する不安感・不信感の増大など、特に最近、深刻な社会問題・環境問題となつていきます。

今後、わが国の社会経済が健全に発展するために、資源循環型社会が早急に形成される必要があります。平成13年1月に「循環型社会形成推進基本法」が施行され、「廃棄物処理法」、「資源有効利用促進法」、更に個別物品の特性に応じたりサイクル規制として「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」、等関連法令も大幅に整備されました。(参考資料1の「循環型社会関連法体系」を参照)

資源循環法関連を体系的に理解し、順守して資源循環型社会が早急に形成できるよう努めなければなりません。

【参考資料1】 循環型社会関連法体系



わが国は資源少国であり、総使用天然資源の39%（資源36%、製品3%）は輸入に頼らざるを得ない状態です。食料自給率にいたつ

ては40%といわれています。(参考資料2の「わが国の物質フロー」を参照)

そのためには資源循環型社会を早急に形成し、資源の安定確保を図ることが最重点課題であります。

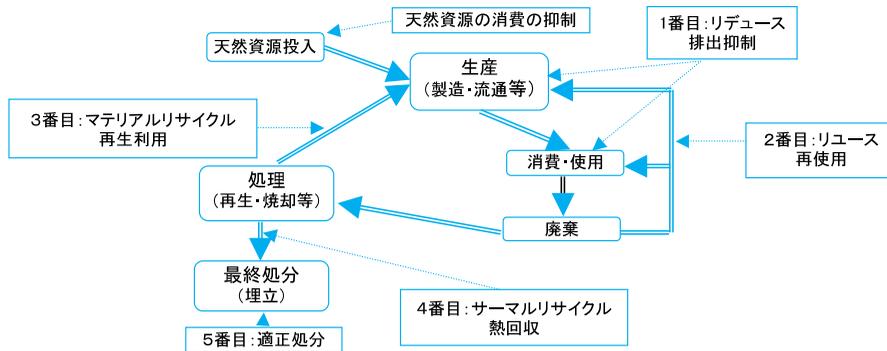
【参考資料2】 わが国の物質フロー

名称	内訳	投入			名称	産出		
		量	天然%	総量%		量	%	
輸入	製品	64	3.3	3.0	生産	蓄積純増	1,124 47.6	
	資源	692	35.9	32.4		エネルギー消費	404 17.1	
国内資源	1,169.0	60.7	54.7	食料消費		124 5.2		
天然資源投入量		1,926.0	100.0	90.1		輸出	123 5.2	
	循環利用量	212.0		9.9		小計	1,775 75.1	
総投入量		2,138.0		100.0		最終処分	53 2.2	
						廃棄物の発生	減量化	239 10.1
							自然還元	84 3.6
							循環利用量	212 9.0
							小計	588 24.9
					総産出量	2,363 100.0		

不要対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ、廃棄物の排出抑制(リデュース) (Reduce)、再利用(リユース) (Reuse)、再生利用(リサイクル) (Recycle)等「3R」を強力的に推進するとともに、最終的に循環利用の出口である廃棄物の適正処分の確保に努め、「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することが要求されます。(参考資料3の「循環型社会」を参照)

排出抑制(リデュース)とは、 unnecessaryものは買わない、使い捨てのごみになりそうなものは利用しないこと等により、ごみの量を「減らす」ことで、ごみ問題のみな

[参考資料3] 循環型社会



らず、環境問題全般にとつて、最も重要で効果的な取組です。再利用（リユース）とは、不要物を捨てるのではなく、必要に応じて、修理、洗浄等を行った上で、「もう一度（何度も）使うこと」です。

フリーマーケット等で品物を購入して使用することや、ビールびんを回収し再利用することがリユース対策に含まれます。一般的にリサイクルに比べて、消費エネルギーや環境汚染が少なく、リユースはリサイクルよりも優先されるべき取組です。

しかし、かつて一般的だったリターナブルびんについては、国民のライフスタイルの変化などで後退が目立ち、リユースびんの推進には事業者、消費者の意識改革が求められています。

再生利用（リサイクル）とは、不要になったものを捨てずに分別収集し、資源として「再生利用」することです。リユースとの違いは、不要品をそのまま再使用するのではなく、一度原材料の形に戻すのではなく、一度再生産する点です。新しいものを作る時と同じくエネルギーが必要であり、新たな環境負荷を生じることも多く、リユースに比べて優先順位は低いものとされています。

また、リサイクルの中に、「サーマルリサイクル（熱回収）」の考え方もあります。上記のリサイクルが不要品を材料（マテリアル）と

して、製品を再生産することから、「マテリアルリサイクル」と言われるのに対し、「サーマルリサイクル」は、廃棄物を「燃料」として利用することを指し、不要品を破碎して埋め立てたり、単に燃やしてしまふより熱として回収しようとする考え方が、熱として回収した後は焼却灰が最終処分されるだけで、それ以上循環しないことから、循環型社会の構築や全般的な環境保全の手段としてはマテリアルリサイクルを優先すべきとされています。

最終処分は「3R」を推進した結果であり、最後に不適正な最終処分を行うと、水質、土壌に多大な影響を及ぼし、悪臭の問題も生じるなど、周囲の生活環境に悪影響を及ぼす危険が大きくなります。どうしても最終処分せざるを得ないものを適正に処分することが非常に重要です。

適正な最終処分を行うために、まず大前提となるのは、周囲の生活環境をしっかりと守ることのできる最終処分施設の確保です。最終処分施設が十分整備されなければ、廃棄物が不法投棄される可能性が高くなります。

また、最終処分施設に搬入される廃棄物を極力減らすことや、リユースやリユース対策の推進が非常に重要ですが、その上で中間処理施設における処理によって、廃棄物を減量・減容化、資源化すること、最終処分量を大きく減らすことが不可欠です。

改めて、ごみを捨てる事業者が、ごみのリサイクルや処分に責任を持つ「排出者責任」、モノをつくり、販売したりする事業者が、モノがごみになった後でも一定の責任を持つ「拡大生産者責任」等、CSR（企業の社会的責任）を果たすことが要求されます。

以上、わが国の社会経済が健全に発展するために資源循環型社会の構築が不可欠で、そのための資源循環法規制、及び具体的な行動に触れてみました。

循環型社会の重要性や緊急性を理解しているつもりでも、具体的な行動の実行になかなか踏み出せないのが、実情であると考えられます。

今後、極力「廃棄物」と言わず、「循環資源」と言い、効率の良い「資源循環」に努めましょう。

（中小企業診断士 布施光義）

# 中小企業BCP策定運用指針を公開

経済産業省・中小企業庁はこのほど「中小企業BCP（事業継続計画）策定運用指針」を、同庁HP上に公開した。

同指針は、近年、地震、台風、集中豪雨等の自然災害が多発し、多くの中小企業が直接間接の被害を受けるなど、被災地の地域経済に大きな打撃を与えていることから、災害に対する有効な事前対策として、中小企業におけるBCP（Business Continuity Plan＝事業継続計画）の普及浸透が必要であるとして策定されたもので、中小企業者自らが自社BCPを自力で策定できるものとなっている。

また、同指針は、基本、中級、上級の3コースが設定されており、最も簡易な「基本コース」の場合、用意されたシートの空欄を埋めれば自社BCPを策定することができ、「中級コース」は、さらに理論を学びつつBCPを確立するコースである。さらに、「上級コース」については、BCPを策定・運用済みの複数の企業が連携して共同で策定するものと位置づけられ、「サプライチェーンを形成する企業群」「同業者の協同組合」「地域的な協同組合」での対応が効果的とされている。

## ■BCPとは

Business Continuity Plan（事業継続計画）の略称。自然災害、大災害、テロ攻撃等の緊急事態に備える、企業のリスクマネジメントの新手法である。BCPは欧米においてノウハウが発達し普及しているが、日本ではまだ一部の大企業が策定しているのみ。

## ■BCPの特徴

優先して継続し復旧すべき「中核事業」とその他事業を予め峻別する点、取引先との関係等を勘案し「復旧目標時間」を厳密に設定する点、「BCPサイクル」を運用し社内浸透と継続的見直しを図る点等が、従来の防災計画と異なるBCPの主な特徴である。

## ■なぜ中小企業にBCP

災害等により中小企業の事業中断が広範かつ長期に及べば、地域経済に大きな打撃となる。このため災害発生後の政府の中小企業対策は既に相当充実しているが、災害発生前の対策には限界があり、そこで、中小企業自らBCPを策定することが望まれる。

## ■中小企業BCP策定運用指針の公開

多忙な中小企業者が、過度な負担なく自社BCPを自力で策定できるよう、中小企業庁はこのほどHP上に「中小企業BCP策定運用指針」を公開した。

利用は無料。URLは、<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>

## ■中小企業BCP策定運用指針の内容

中小企業の余力に応じて、基本、中級、上級の3コースを設定。最も簡易な基本コースの場合、用意されたシートの空欄を埋めれば自社のBCPが策定できる。アウトプットは、「A社06年度事業継続計画書」という数十ページの文書となる。

## ■中小企業BCP策定運用指針の普及

全国の地方自治体、中小企業団体、金融機関等と連携し指針の普及を図る。また、中小企業が自社BCPに基づき防災投資をする場合の資金を優遇金利で融資する。

## ■問い合わせ先

経済産業省 中小企業庁経営安定対策室 TEL. 03-3501-0459

# 千葉県中小企業団体青年中央会

代表幹事 高橋 功



## 【青年中央会の沿革】

千葉県中小企業団体青年中央会は、昭和51年に次世代を担う青年経営者の育成と会員の相互研鑽を図る目的で、千葉県中小企業団体中央会の青年部として結成された。昭和62年には組織の充実強化と自主的な運営を図るために青年中央会へと改組。今年で創立30年になる。現在の会員は48グループ、約1000社で構成されている。

青年中央会には県下全域の多くの業種の青年部が加入しており、会員相互の交流、連携を通じて異業種交流やビジネスチャンス拡大の場を提供している。また、各種講習会・研修会を実施し、各青年部の育成強化を図って、本会の坂戸誠一会長（千

葉鉄工業団地（協）理事長）を始め、リーダーシップに富んだ多くの人材を輩出してきた。

## 【組合の概要と高橋氏の横顔】

高橋功氏は（協）船橋トラックセンター青年部の副部長で、千葉県中小企業団体青年中央会の代表幹事。

（協）船橋トラックセンターは昭和38年に当時の千葉県貨物自動車協会船橋トラック部会が中心となつて、船橋市、習志野市、市川市、八千代町、鎌ヶ谷町の33事業者が、組合員の取り扱う貨物の共同受注や自



組合の田中事務局長（左）と高橋青年部副部長

## ■千葉県中小企業団体青年中央会

所在地	千葉市中央区千葉港4-2 千葉県中小企業団体中央会内
代表者	高橋 功
会員数	48グループ

## ■（協）船橋トラックセンター

所在地	船橋市港湊町3-11-2 シーサイドフォレスト201
代表者	根岸 俊夫
会員数	32（出資金172万円）

動車燃料等の共同購買を主たる事業目的に設立された。

この地域は、京葉臨海工業地帯をはじめ多くの産業に囲まれており、千葉港、成田空港にも近いいため、組合はこの地域特性を生かして多様な輸送形態を築いてきた。

高橋さんは、昭和34年10月東京生まれ。大学を卒業して非破壊検査の会社で14年間エンジニア生活の後、お父さんが創業した共同通運㈱に入社。現在は取締役副社長として、本社営業管理部門を取り仕切っている。共同通運の事業は、食料品・雑貨、工業原料・工業製品の輸送、車両の車検、整備等を行なっており、現在車両90台を保有している。

高橋さんは常に新しいことに挑戦していく姿勢を貫いているようだ。

可能性のあるところに蓋をしないで、自分でやってみることが身上。4年前に青年中央会の代表幹事を引き受けたのもそんな気持ちからだそうだ。

愛読書をお伺いしたところ、今は特にないが、以前は井上靖の中国史記ものを結構読んでいたそうだ。趣味はご自分では万年初心者というゴルフ。ご家族は奥様と高3と中2のお嬢さんと中3のご長男で佐倉市に在住。



あるところにある  
組合事務局のマンション

青年中央会千葉県大会



### 情報連絡員報告を中心とした 県内の中小企業動向 &トピックス・3月

【味噌製造】  
ほんの少し好転した。  
【県下全域】

【その他繊維製造】  
【県下全域】  
年度末なので、3月いっぱい完了の注文が多く、やりくりが大変である。4月以降の仕事が少ないのが不安である。

【製材】  
【県下全域】  
素材、製材品ともに取引は低調に推移している。特に素材は、並材が完全なコスト割れ状態が続いており出材が少ない。製材は在庫整理が進まず、注文の手持ちのないものをそろえるためスポットの取引が主流。  
そういった中、県外資本の建材中堅の進出がうわさされており、新たな客を呼ぶきっかけになるが、既存のマーケットをとられるか先行き不透明である。

【印刷】  
【千葉】  
世に言う好況は末端には及んでいない。官公庁の年度末需要は期待外れで業者各社が困窮している。県の発注方式について陳情・打合せに管財課を訪問した。厳しい時代になってきた。

【生コン製造】  
【県下全域】  
前年同月比及び累計でも前年を上回り数量的には上向いた。

【電気鍍金】  
【県下全域】  
年度末のため幾分受注量は増加してきているが、新年度に入ると例年受注量が減少するので、4～6月の収益が心配される。

【鉄工】  
【千葉】  
企業間でバラつきが見られるものの総じて順調。

【機械金属製造他異業種】  
【流山】  
3月は前月及び前年同月比とも決算等の影響で悪化の傾向。大企業の景況感が良いが、中小製造業は未だ厳しい状況下にある。

【採石】  
【県下全域】  
公共事業縮減で改善なし。出荷状況全く変化なし。

【リサイクル卸】  
【県下全域】  
古紙価格若干上昇。鉄・非鉄金属も好調をキープしている。

【建築材料卸売】  
【県下全域】  
セメント建設関連には景気回復は感じられない。

【建築材料卸売】  
【千葉】  
官公需の厳しい落ち込みを民需では支えきれない様相である。耐震偽装問題から建築確認が遅れ、着工ずれ込みが出てきている。底はまだ見えないのが本当のところである。

値上げ攻勢は依然続いている。量は望めないので手取り収益重視の販売が続く。コストダウンと値上げを更に継続し、収益回復を図

るしかない。組合取扱数量は今年度想定計画を上回り推移している。来年度も同程度の組合事業は実施する予定である。

【自動車解体】  
【県下全域】  
相変わらず使用済み車の仕入れ価格は高いものの、各社とも入庫台数が前年同月比で増えており、リサイクル法始まって以来の好調な入庫となった模様だ。

【小売】  
【柏】  
軽衣料を中心に、昨年よりは良い。新入学、新社会人関連の商品は、前年並みで推移した。

【電気機器小売】  
【県下全域】  
薄型テレビが日刊紙で07年度イチ当たり5000円になると大きく報道され、需要に大きなブレーキ。好調が失速した。

【中古車販売】  
【県下全域】  
相場弱含み必至の情勢でディーラー各社を中心とした在庫調整が加速、仕入れセーブに傾き、売り一色の流れが強まる。

軽自動車の突出で期待をかけたに、直販は厳しい局面で続くことになりそうである。

【小売】  
【東金】  
新入学関連商品は、まずまずの売上を示している。月末に勢いがダウンしてしまった。全体的には今月は良くなってきたと思う。

【小売】  
【野田】  
月初めから低迷していたが、春休みに入り、入学やフレッシヤード関連の商品を中心に売上が伸びた。

【農業機械販売整備】  
【県下全域】  
農水省のレポート「我が国の食料自給率と向上」を受け、業界は、国産農産物の消費拡大、地産地消、担い手の育成、需給バランス、農地の再活用、株式会社での農業参入促進などの構造的改革の時代にどう対応するのか、組合としての鼎の軽重が問われる。

【小売・サービス】  
【銚子】  
先月よりも悪い。

【小売・サービス】  
【習志野】  
国の景気上昇の発表と現実の商業景気とは隔たりがある。

【小売・サービス】  
【千葉】  
期末で各企業とも活発な動きで多忙。反面、歓送迎会、入学式、卒業式等の会合、諸会議の利用が多くホテル、飲食関係は売上を伸ばしている。

【建設揚重】  
【県下全域】  
需要旺盛、価格も若干動きあり。

【旅館】  
【勝浦】

【遊覧船】  
【鴨川】  
1、2月の寒波の余波で花の咲く時期が遅れたのと、3月は予定通りの客が動き、日帰り客も増加し、さらに欠航がなかったこともあり乗船客が増加した。

【建物サービス】  
【県下全域】  
指定管理者制度により大手企業が指定管理者となり、その下請けに入れる企業はいいが、大手企業の子会社も一緒にいてくるために受注額が減少し、千葉の企業は大変だと思ふ。

【ソフトウエア】  
【県下全域】  
ゆるやかに好転している。

【建設】  
【県下全域】  
当連合会加入組合員の官公庁(国、県、市町村)からの受注金額は46億7100万円であった。前月比では21億400万円の増加、前年同月比では22億400万円の減少であった。

【貨物運送】  
【野田】  
大手企業では増益の報告を多く聞くが、それらは雇用や下請けへのしわ寄せによることが大きいと感じられる。未だ軽油値上げやPM法車両入れ替えに対する運賃への反映はなされていない。

さらに、作業の多様化により人件費がともすると増加しそうな兆しもある。

平成17年度組合設立指導状況

昨年度に県内で設立された組合は20組合でした。その形態別内訳は協同組合15、企業組合4、商店街振興組合が1組合で、1組合当たりの組合員数は9・4名、出資金額は281万円、1組合員当たりの出資金額は30万円であった。以下はその概要(名称、組合員数、出資金額、代表者名、所在地)。

- ▼千葉アクア生コンクリート(協) 6名、120万円、鷹野繁雄(木更津市)
- ▼松戸葬祭業(協) 8名、2000万円、杉浦裕(松戸市)
- ▼小金原中央商店街(振) 32名、160万円、遠藤靖則(松戸市)
- ▼(企) 萌・4名、300万円、真部富輝枝(千葉市)
- ▼外房水産物共同購入・販売(協) 6名、120万円、斉藤政宏(勝浦市)
- ▼千葉物流(協) 10名、300万円、石山文男(四街道市)
- ▼(企) ワーカーズ・コレクティブ紙ふうせん・22名、700万円、宮野洋子(野田市)
- ▼CINグリーンパートナーズ(協) 7名、100万円、篠原茂

(印西市)

▼デザインクリエイションTOYO(協) 5名、100万円、大岩勲(いすみ市)

- ▼袖ヶ浦造園(協) 6名、120万円、小林庸浩(袖ヶ浦市)
- ▼京葉レッカー事業(協) 10名、100万円、石田富夫(富里市)
- ▼富士見商店街(協) 6名、100万円、米倉豊(千葉市)
- ▼(企) ワーカーズコレクティブ・ハープ・8名、120万円、堀石順子(佐倉市)
- ▼長柄町浄化槽管理(協) 5名、100万円、石井健嗣(長生郡長柄町)
- ▼(企) アスラック・4名、80万円、樋口慎介(我孫子市)
- ▼千葉建設業(協) 4名、100万円、大和久満(茂原市)
- ▼建築・内装専門工事業(協) 5名、500万円、伊藤銀平(習志野市)
- ▼柏市不動産鑑定(協) 6名、180万円、森昭代(柏市)
- ▼芝山建設(協) 16名、105万円、石井重男(山武郡芝山町)
- ▼成田建築(協) 19名、100万円、佐久間勇(成田市)

精神障害者の雇用に関する  
事業主向け相談支援事業

精神障害者の障害特性に関する知識や必要な雇用に関する配慮事項等については、事業主の皆様へ周知されているとは言い難い状況にあると思われまます。

そのため、精神障害者の雇用に関する事業主向け相談窓口を設置し、助言、情報提供や専門機関のあっせん、普及・啓発等を実施し、事業主の皆様への精神障害者雇用の支援をいたします。

〔事業の内容〕

事業主向け相談窓口を設置し、相談窓口対応、事業者訪問、セミナーの開催、事業主が集まる機会の活用等を通じて、以下のことを行ないます。

- ★精神障害者の雇用に関する助言・情報の提供★相談内容に応じた支援機関のあっせん、連絡調整
- ★プライバシーに配慮した精神障害者の把握・確認に係るガイドラインの周知
- 詳細は  
本会連携支援部  
精神障害者雇用相談員

TEL 043・242・3277

「中小会社・有限会社の新会社法」特別頒布のお知らせ

本書は、このほど施行された新会社法における中小会社、とくに特例有限会社・合同会社等について法務省の立案担当官が解説したもので、中小会社に適用される法制度を理解するための必携書です。

新会社法の施行に伴い、株式会社と有限会社制度が統合され、株式会社には会社法のみが適用されることになったが、有限会社については会社法の規律一部変更を加えて適用することになり「会社法」「整備法」「政令」の規律をすべて確認することが必須となる。本書は立案担当者が執筆したもので、中小会社にとっては必携の書です。

- 体裁 A5判、566ページ
- 定価 3570円(税込)
- 頒布価格 3200円(税込)
- 申込締切 5月31日
- 納本 注文を受け次第、順次発行元より、請求書、郵便振替用紙を添えて発送します。
- 申込 本会総務部
- TEL 043・242・3277
- FAX 043・247・8410

□表紙のメモ(八柱駅)

新京成線は松戸と京成津田沼間26キロ(直線距離では13キロ)を40分で結ぶ。八柱駅は松戸市のほぼ中央に位置し、JRの新八柱駅と合わせると乗降客数は1日8万3000人で松戸市第2のターミナル駅。

駅周辺にはスーパー、飲食店、進学塾等で賑っている。駅の北部に21世紀の森とホール、博物館、図書館、南には八柱霊園。東西に常盤平から稔台までの閑静な住宅街が広がっている。

編集後記

from the editor

また、情報発信事業の担当になりました。皆様のお役に立つ広報誌を目指して、この1年間鋭意努力いたしますので、これからも宜しくお願い致します。

また、皆様の組合が新聞や雑誌で紹介されたときには、そのコピーを本会業務推進部まで送付下さい。参考にさせていただきます。

Email: funatogawa@chukai-chiba.or.jp